

○瀬戸内市文化活動団体等事業費補助金交付要綱

令和2年5月20日

告示第44号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民に音楽や芸能等の優れた文化活動の鑑賞や実践の機会を提供し、本市における文化活動の振興を図るため、本市の文化振興関係団体が実施する文化活動の事業に要する経費について、予算の範囲内において、瀬戸内市文化活動団体等事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、瀬戸内市補助金等交付規則(平成16年瀬戸内市規則第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、前条に規定する趣旨に該当する活動を実施する団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体を構成する者のうち、本市に住所を有する者が過半数を占める団体であること。
- (2) 本市に活動拠点を置く団体であること。
- (3) 定款、規約、会則その他の定めにより、運営上の規律が確立されている団体であること。
- (4) 前条に規定する趣旨に沿った事業を自ら企画し、1会計年度を通して実施する団体であること。
- (5) 前条に規定する趣旨に沿った事業を自ら企画し、本市で実施した実績を有すること。
- (6) 次条に規定する補助対象事業を、1会計年度を通して2事業以上実施する団体であること。
- (7) 営利を目的とした団体でないこと。
- (8) 政治的活動及び宗教的活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (9) 瀬戸内市暴力団排除条例(平成23年瀬戸内市条例第32号)第2条第1号に規定する暴力団ではないこと。また、当該団体の構成員が同条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、対象団体が実施する

事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の音楽、伝統文化、芸能等の文化活動の振興に寄与する事業
- (2) 専門的な人材と連携した質の高い事業
- (3) 対象団体が自主的かつ主体的に実施する事業
- (4) 対象団体が作成する当該年度における事業計画に基づき、1会計年度を通して実施される事業
- (5) 市内外から多くの集客又は参加が見込まれる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助事業としない。

- (1) 主たる開催場所が本市以外で実施される事業
- (2) 政治的活動及び宗教的活動を主たる目的とする事業
- (3) 各種団体、地域等で実施される式典、定例行事等、参加者が限定される事業
- (4) 国又は地方公共団体から他の制度による補助金等の交付を受ける事業
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象とする経費は、補助事業の目的を達成するために必要な直接経費であって、市長が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、対象団体の事務所等の維持経費、交際費、慶弔費、食糧費、積立金、他の団体等への補助金及び負担金、予備費並びに団体の構成員に対する人件費その他補助事業の実施に直接必要ない経費は対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、補助金の限度額は、1団体に対し年300万円とする。

2 補助金額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、文化活動団体等事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体概要書
- (4) 団体の定款、規約、会則又はこれに代わるもの
- (5) 団体の構成員名簿

(6) 団体の直近の収支決算書

(7) その他参考となる資料

(交付決定通知)

第7条 市長は、補助金を交付することが決定したときは、申請団体に対し、文化活動団体等事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知する。この場合において、必要な条件を付することができる。

(変更等承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請団体(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定後に第6条各号に掲げる書類の記載事項について変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは取り下げようとするときは、文化活動団体等事業費補助金内容変更等承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 市長は、前条の文化活動団体等事業費補助金内容変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業の変更等が適当であると認めるときは、補助事業者に対し、文化活動団体等事業費補助金内容変更等承認通知書(様式第6号)により通知する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに文化活動団体等事業費補助金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書(様式第8号)

(2) 収支決算書(様式第9号)

(3) 事業実施状況の写真

(4) 領収書等の事業費の総額が確認できる書類の写し

(5) その他参考となる資料

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、文化活動団体等事業費補助金確定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第12条 市長は、前条の規定により確定した額を補助事業完了後、補助事業者の請求に基づき交付するものとする。ただし、補助事業者が補助金の概算払を希望する場合は、補助交付決定額の2分の1を限度とし概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、文化活動団体等事業費補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(庶務)

第13条 この告示に基づく事務は、産業建設部文化観光課において処理する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第16号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

文化活動団体等事業費補助金交付申請書

瀬戸内市長 様

申請者 団体名
住 所
代表者氏名 印

瀬戸内市文化活動団体等事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

補助年度	年度	事業名	
補助事業の目的及び内容			
補助事業の効果			
補助事業の経費所要額		円	
補助金額		円	
補助事業の着手年月日		着手	年 月 日
及び完了年月日(予定)		完了	年 月 日
添付書類		1 事業実施計画書（様式第 2 号） 2 収支予算書（様式第 3 号） 3 団体概要書 4 団体の定款、規約、会則又はこれに代わるもの 5 団体の構成員名簿 6 団体の直近の収支決算書 7 その他参考となる資料	

様式第2号(第6条関係)

事業実施計画書

事業名									
団体名									
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日								
事業の目的									
事業の内容	<table><tr><td>期間・日時</td><td>実施方法など</td><td>実施場所及び参加予定人数等</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>			期間・日時	実施方法など	実施場所及び参加予定人数等			
	期間・日時	実施方法など	実施場所及び参加予定人数等						
参考事項・資料									

※記入欄に書ききれないときは、別紙として添付してください。

様式第3号(第6条関係)

収 支 予 算 書

事 業 名	
団 体 名	

【収入の部】 (単位：円)

区 分	予 算 額	内訳(算出根拠を必ず記入してください)
自 己 資 金		
事 業 収 入		
補 助 金		
そ の 他 収 入		
合 計		

【支出の部】 (単位：円)

区 分	予 算 額	内訳(算出根拠を必ず記入してください)
報 償 費		
旅 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
材 料 費		
通 信 運 搬 費		
保 険 料		
会 場 借 上 料		
機 器 等 使 用 料		
備 品 購 入 費		
そ の 他		
(対 象 外 経 費)		
合 計	円	←対象外経費も含めた事業費総額 【収入の部】の合計の金額と同額になります。
補 助 対 象 経 費	円	←総事業費から対象外経費を差し引いた金額

※追加する項目等があれば、適宜追加又は修正等を行ってください。

様式第 4 号(第 7 条関係)

第 号

文化活動団体等事業費補助金交付決定通知書

申請者 団体名
住 所
代表者氏名

年 月 日付けで申請のあった文化活動団体等事業費補助金については、次の
とおり決定したので、瀬戸内市文化活動団体等事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、
通知します。

年 月 日

瀬戸内市長 

補 助 事 業 年 度	年 度
事 業 名	
補 助 対 象 事 業 費	円
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	1 補助事業が営利、政治的活動及び宗教的活動を目的とした事業でないこと。 2 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画等の変更をするときは、市長の承認を受けること。 3 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。 4 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第5号(第8条関係)

文化活動団体等事業費補助金内容変更等承認申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

補助事業者 団体名

住 所

代表者氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった文化活動団体等事業費補助金の補助事業を次のとおり変更(中止・取下げ)したいので、瀬戸内市文化活動団体等事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

事 業 名	
変 更 の 内 容	(変更前)
	(変更後)
変 更 (中 止 ・ 取 下 げ) の 理 由	

様式第6号(第9条関係)

第 号

文化活動団体等事業費補助金内容変更等承認通知書

申請者 団体名

住 所

代表者氏名

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更等について次のとおり承認したので、瀬戸内市文化活動団体等事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

瀬戸内市長 印

事 業 名	
変 更 内 容	
事 業 変 更 後 の 対 象 事 業 費	円
補助金交付決定額	円
補 助 金 変 更 交 付 決 定 額	円(円減)

様式第 7 号(第 10 条関係)

文化活動団体等事業費補助金実績報告書

年 月 日

瀬戸内市長 様

補助事業者 団体名
住 所
代表者氏名 ㊞

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度文化活動団体等
事業費補助金の補助事業が完了したので、瀬戸内市文化活動団体等事業費補助金交付
要綱10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

事 業 名	
補助金交付決定額	円
事 業 費 総 額	円
補助対象事業費	円
補 助 金 額	円 ※補助金額の欄は、補助対象事業費に補助率を乗じた額と補助限度額 及び補助金交付決定額を比較して少ない額を記入する。ただし、 100 円未満の端数は切り捨てる。
添 付 書 類	(1) 事業実施報告書(様式第 8 号) (2) 収支決算書(様式第 9 号) (3) 事業実施状況の写真 (4) 領収書等の事業費総額が確認できる書類の写し (5) その他参考となる資料

様式第8号(第10条関係)

事業実施報告書

事業名			
団体名			

実施 事業 内容	期間・ 日時	実施方法など	実施場所及び参加人数等

事業の 成果			
-----------	--	--	--

事業の着手 及び完了	着手 完了	年 年	月 月	日 日
---------------	----------	--------	--------	--------

様式第9号(第10条関係)

収 支 決 算 書

事業名	
団体名	

【収入の部】 (単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	内訳(算出根拠を必ず記入してください)
自己資金			
事業収入			
補助金			
その他収入			
合 計			

【支出の部】 (単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	内訳(算出根拠を必ず記入してください)
報酬費			
旅 費			
消耗品費			
印刷製本費			
材料費			
通信運搬費			
保険料			
会場借上料			
器械等使用料			
備品購入費			
そ の 他			
(対象外経費)			
合 計			←対象外経費も含めた事業費総額 【収入の部】の合計の金額と同額になります。
補助対象経費			←総事業費から対象外経費を差し引いた金額です。

※追加する項目等があれば、適宜追加又は修正等を行ってください。

※支出の内訳が分かる請求書、領収書等を添付してください。

様式第10号(第11条関係)

第 号

文化活動団体等事業費補助金確定通知書

補助事業者 団体名
住 所
代表者氏名

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、瀬戸内市文化活動団体等事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

瀬戸内市長 印

補 助 事 業 年 度	年度
事 業 名	
補 助 金 交 付 決 定 額	円
補 助 対 象 事 業 費	円
補 助 率	
補 助 金 交 付 確 定 額	円

様式第11号(第12条関係)

文化活動団体等事業費補助金交付請求書

年 月 日

瀬戸内市長 様

補助事業者 団体名
住 所
代表者氏名 ㊞

瀬戸内市文化活動団体等事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり補助金を請求します。

請 求 額		円	
概 算 払 ・ 精 算 払 の 別		概 算 精 算 ※ 該当する方を○で囲んでください。	
補助金交付決定通知額		円	
補助金確定通知額		円	
交 付 済 額		円	
※ 指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
添 付 書 類	☐ 補助金交付決定通知書の写し(概算払のとき) ☐ 補助金確定通知書の写し (精算払のとき) ※該当する方に ☒ を入れてください。		
振 込 先	金融機関名 支店名		
	預金種別 口座番号		
	フリガナ		
	預金名義		

※ 指令年月日及び指令番号の欄は、概算払請求の場合は補助金交付決定通知書の、精算払請求の場合は補助金確定通知書の年月日及び番号を記入してください。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第10条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第11条関係)

様式第11号(第12条関係)